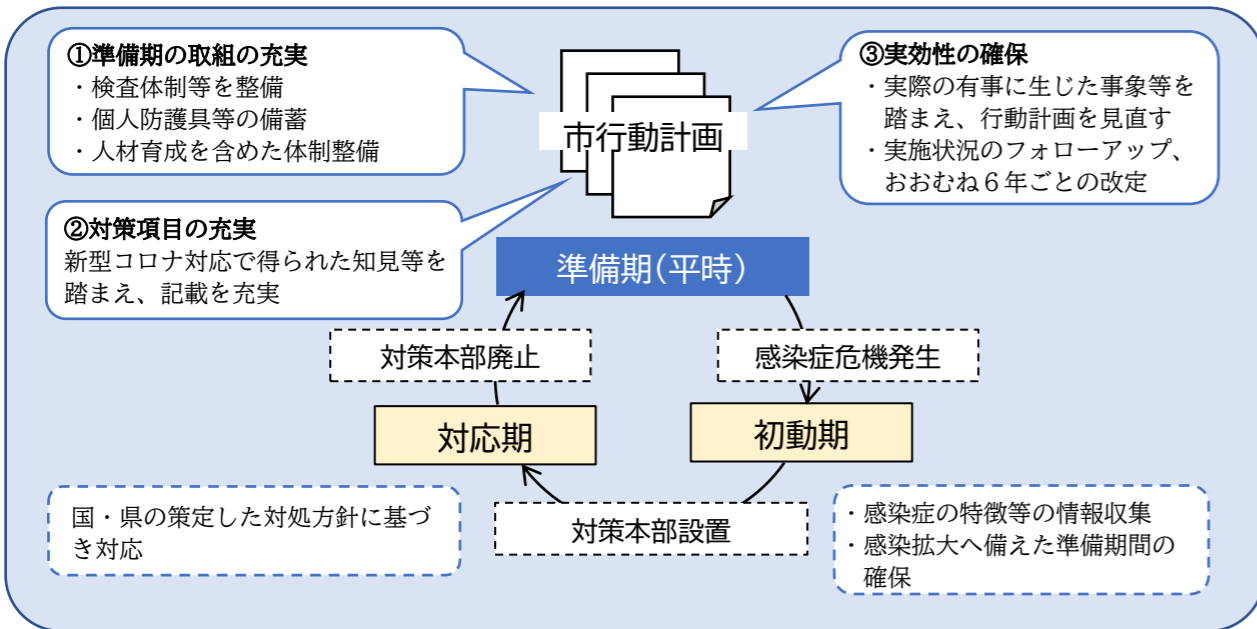


# 広島市新型インフルエンザ等対策行動計画改定・概要版

## 1 市行動計画改定の趣旨

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の規定に基づき、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、平成26（2014）年3月に「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」（市行動計画）を策定しました。

この度、新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）対応で明らかとなった課題等を踏まえ、今後の感染症危機に際し、国や県の方針に迅速かつ的確に対応していくことができるよう、国が改定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が改定した広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）に基づき、平時の取組を充実させるとともに、危機発生時には関係機関等と緊密に連携した取組が行えるよう、市行動計画を全面改定しました。



## 2 基本理念

国や県の方針を踏まえ、「新型インフルエンザ等\*が発生した場合においても、全ての市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現」を基本理念とします。

\*感染症法で規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」をいう。

## 3 目指す姿

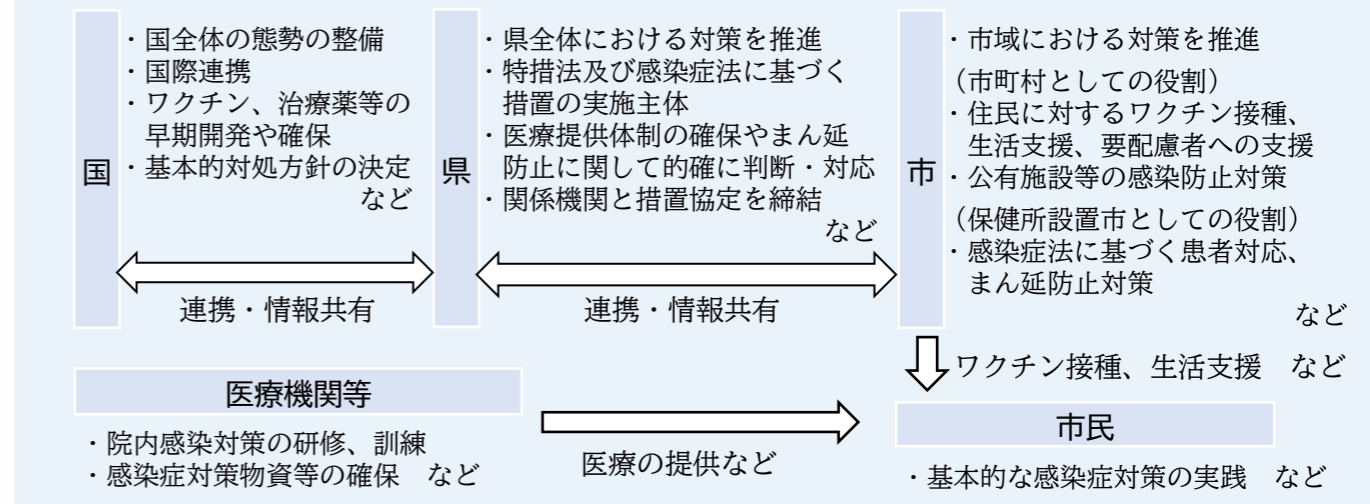
新型コロナ対応では、人々の生命や健康のみならず、地域経済や社会生活にも大きな影響が生じました。また、対応に際しては、全ての関係者が当事者として向き合い、社会全体で取り組む必要があることが浮き彫りになりました。

将来必ず到来する「次なる感染症危機」において、かつての状況を繰り返さないため、新型インフルエンザ等対策に当たっては感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえる必要があります。

- ▶ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制が整備されている。
- ▶ 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されている。
- ▶ 感染症患者への偏見・差別の防止に対する意識を啓発するなど、市民と行政が一体となった取組の推進により、市民が安全・安心な生活を送ることができる。

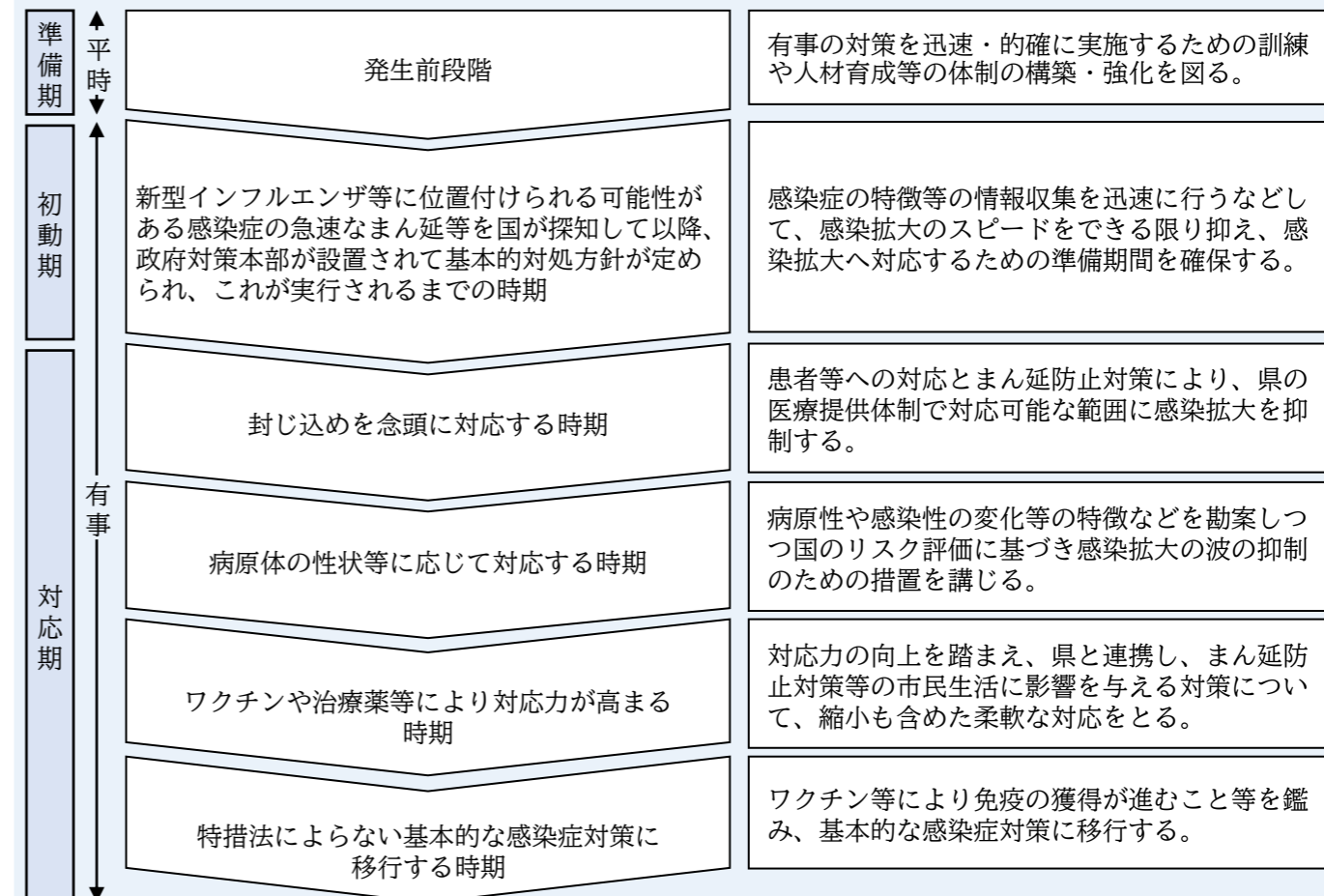
## 4 本市における新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策に当たっては、国、県、市等がそれぞれ、特措法や各行動計画に基づき、以下のとおり役割を分担するとともに、緊密に連携し、対策を推進します。



## 5 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階等に応じて実施することとし、準備期（平時）と、初動期及び対応期（有事）に分けた構成とするとともに、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、基本的な考え方を示します。



## 6 市行動計画改定の考え方

市行動計画の改定は、政府行動計画や県行動計画の改定を基に、本市における新型コロナ対応への振り返りを通じて得られた課題も踏まえて行うこととします。

### (1) 政府行動計画、県行動計画の改定のポイント

改定のポイント		
政府行動計画	平時の準備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い呼吸器感染症を想定</li> <li>都道府県と医療機関との協定による医療・検査体制の確保</li> <li>定期的な訓練による不断の点検・改善</li> </ul>
	対策項目の拡充や対策の切替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的に複数の波が来ることを想定</li> <li>状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟かつ機動的な切替え</li> <li>対策項目の拡充（6⇒13項目）と記載充実</li> <li>対策項目ごとに3区分に再設定の上、準備期の取組を充実</li> </ul>
	情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクコミュニケーションのあり方の整理・実施</li> </ul>
県行動計画	感染症に対する県民の理解や正しい知識の普及につながる情報発信、流行状況等の情報共有の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所設置市等と連携した情報分析センターによる一元的な情報収集・分析・提供</li> <li>対策の意図が報道されるようメディアミーティングを実施</li> <li>専門家の意見を踏まえたデータに基づく情報発信</li> <li>平時から患者発生時の公表項目を明確化</li> <li>実例数の少ない時期には、国収集の情報により感染リスクが高い場면을啓発</li> </ul>
	検査体制や医療提供体制について、感染の急拡大に即応するための平時の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から協定により、病床、外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣、検査能力、宿泊療養施設を確保</li> <li>高齢者施設における連携医療機関等の確保</li> </ul>
	保健所等の業務負担への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>疫学調査のデジタル化の推進、外部委託、市町と連携した自宅療養者支援による保健所業務の効率化</li> <li>平時に組織の役割分担を整理し、有事に人員を柔軟に集約</li> </ul>

### (2) 本市の新型コロナ対応の振り返り

区分	課題	課題への対応
感染状況に応じた相談、検査、調査等の体制整備	感染者数が急増した際における相談受付、調査等のひっ迫	専用相談窓口の早期設置、調査等の業務委託
	検査体制のひっ迫	検査試薬やマスク等の備蓄
情報の収集・分析体制の整備、正しい知識の普及・啓発	患者発生状況や疫学調査結果等の迅速な収集・分析	平時から国・県等と連携し、迅速な情報の収集・分析体制を整備
	感染症等に係る誤った情報による患者等への偏見や差別の防止	効果的な広報を行うことにより、正しい知識を普及・啓発
人員体制の整備、職員の人材育成	応援職員の確保や効果的な配置等の支援・受援体制の整備	全庁的な支援体制を整備するとともに、応援職員の業務を明確化するなど、保健所等の受入体制を整備
	疫学調査等の専門的な業務や応援職員の統括を行うことのできる人材の不足	専門的な訓練や業務を統括する職員への研修を実施するなど、広く人材を育成

## 7 施策体系（対策項目）

市行動計画の主な対策項目として次の13項目を定め、「次なる感染症危機」に全庁横断的に取り組みます。

対策項目	考え方	主な取組
①実施体制	感染症危機は社会全体の問題として、多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じていく。	平時：BCP作成、人材育成や庁内の体制整備等 有事：迅速な体制移行、県市一体的な対策の実施
②情報収集・分析	状況変化に合わせた情報収集・分析を通じ、感染症リスクを評価し、施策上の意思決定に繋げる。	平時：感染症情報の収集体制の整備、DXの推進 有事：感染症情報の収集体制強化、リスク評価による対策の実施
③サーベイランス	感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を行う。	平時：感染症サーベイランスの実施 有事：全数把握や疑似症への対応等、有事のサーベイランスの実施
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症対策を効果的に行うため、リスク情報やその見方等を共有し、市民等が適切に判断・行動できるようにする。	平時：感染症対策等に関する市民等への啓発 有事：国県と連携した、正しい情報の提供、リスクコミュニケーションの実施
⑤水際対策	国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードを遅らせるため、検疫所等と連携を図る。	平時：国による検疫所を含めた研修、訓練に参加 有事：検疫所と連携した健康監視等の実施
⑥まん延防止	治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大速度やピークを抑制する。	平時：新型インフルエンザ等対策の理解の促進 有事：感染の規模、病原体の性状に応じた患者及び濃厚接触者への対応、措置の実施
⑦ワクチン	個人の感染・発症・重症化を防ぐとともに、重症者数等の抑制により、医療の対応可能な範囲に収める。	平時：接種体制の整備 有事：接種体制の構築、拡充、ワクチンの安全性に係る情報収集、提供
⑧医療	県による感染症医療と通常医療のひっ迫の防止や医療の提供の継続に協力し、健康被害を最小限にとどめる。	平時：医療提供体制の整備（県）への協力 有事：有症者からの相談受付体制の整備、患者の移送体制の整備・強化
⑨治療法・治療薬	県による治療薬の配分や治療法の活用の取組に協力する。	平時：国等による治療薬の研究への協力 有事：治療薬の適正使用に係る周知への協力
⑩検査	患者の早期発見によるまん延防止や流行実態の把握、患者を治療に繋げるため、適時検査を実施する。	平時：検査体制の整備、維持 有事：検査体制の拡充、強化
⑪保健	地域の実情に応じた対策を実施し、市民の生命・健康を保護する。	平時：人材育成、他の機関の連携体制の構築 有事：入院勧告等の手続き、患者の移送、健康観察等の保健所業務の実施
⑫物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぎ、市民の生命・健康を保護する。	平時：感染症対策物資等の備蓄 有事：感染症対策物資等の確保
⑬市民生活・市民経済	社会全体で感染対策に取り組むことで、市民生活・市民経済への影響を抑える。	平時：支援の実施に係る仕組みの整備 有事：生活支援を必要とする者への支援、社会経済活動の安定確保に向けた対応